

国名	<フェーズ1>人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト
タイ王国	<フェーズ2>メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト

I 案件概要

事業の背景	<p>大メコン圏（タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、中国南部）では、1980年代以降、急速な経済発展と活発な情報流通を背景に人身取引が増加した。タイは、その経済発展と安価な労働力に対する莫大な需要から、域内の他国からの人身取引被害者（Victims of Trafficking: VOTs）の到達国となっていた。また経済的な背景に加えて、民族問題、政治やガバナンスの問題、災害なども影響し、タイに多数のVOTsが存在することとなった。さらに、タイはタイ及び域内各国から中東や日本等へのVOTsの送出国・経由国ともなっていた。</p> <p>大メコン圏6カ国は、国境を超える人身取引対策に協力して取り組むことを目的として、2004年、域内の協力枠組として「人身取引対策メコン地域閣僚イニシアティブ」（Coordinated Mekong Ministerial Initiative Against Trafficking: COMMIT）を形成した。COMMITでは、「人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（パレルモ議定書）の人身取引の定義を普及させること、また、そのための適切な法律の制定と執行や、国境を越えての協力の強化等を規定した。</p> <p>JICAは、タイにおけるVOTs保護に関する組織能力強化と、メコン地域ワークショップ(Mekong Regional Workshop: MRW)を通じたVOTs保護に関する知識・経験を周辺国と共有することを目的として、「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」（2009年～2014年）（以下、フェーズ1とする）を実施した。後継の「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」（2015年～2019年）（以下、フェーズ2とする）は、フェーズ1でさらなる対応が必要と確認された課題、例えばVOTsの社会復帰支援や域内各国の関係者の能力強化などを目的として実施された。</p>																				
事業の目的	<p>&lt;フェーズ1&gt; 本事業は、タイにおいて、多分野協働チーム（Multi-Disciplinary Team: MDT）の研修、MDT実施ガイドラインの作成、ワークショップの実施により、タイ政府が中央・地方のMDTを通じて人身取引被害者に対する効果的な保護・自立支援を実施することを図り、もってタイ政府による人身取引被害者保護・自立支援のためのMDTアプローチの普及に寄与することをめざす。</p> <p>&lt;フェーズ2&gt; 本事業は、VOTsの生活再建のためのMDTの研修、VOTsの帰国・帰還支援ハンドブックの作成、タイと日本及び域内各国の連携を促進する地域ワークショップの実施により、タイ国内で救出・保護されたVOTs（タイ人および外国人）の生活再建に向けた支援の改善を図り、もって大メコン圏諸国におけるVOTsに対する支援対策の効果的な実施に寄与することをめざす。</p>																				
実施内容	<p>&lt;フェーズ1&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上位目標：タイ政府が効果的なMDTアプローチをタイ国内の他県で普及させる<sup>1</sup>。</li> <li>2. プロジェクト目標：タイ政府が中央・地方MDTを通じてVOTsに対する効果的な保護・自立支援を実施する。</li> </ol> <p>&lt;フェーズ2&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上位目標：大メコン圏諸国においてVOTsに対する支援対策が効果的に行われる。</li> <li>2. プロジェクト目標：タイ国内で救出・保護されたVOTs（タイ人および外国人）の生活の再建に向けた支援が改善される<sup>2</sup>。</li> </ol> <p>1. 事業サイト</p> <p>&lt;フェーズ1&gt;バンコク、チェンライ、パヤオ          &lt;フェーズ2&gt;タイ：バンコクとその近郊、チェンライ、パヤオ、ウボンラーチャターニー。ラオス：バケオ、チャンパーサク。ミャンマー：タチレク</p> <p>2. 主な活動：</p> <p>&lt;フェーズ1&gt;MDTの研修、MDT実施ガイドラインの作成、ワークショップの実施          &lt;フェーズ2&gt;MDTの研修、VOTsの帰国・帰還支援ハンドブックの作成、タイと日本及び域内各国の連携を促進する地域ワークショップの実施</p> <p>3. 投入実績</p> <table border="0"> <tr> <td>日本側</td> <td>相手国側</td> </tr> <tr> <td>&lt;フェーズ1&gt;</td> <td>&lt;フェーズ1&gt;</td> </tr> <tr> <td>(1) 専門家派遣 延べ22人</td> <td>(1) カウンターパート配置 3人</td> </tr> <tr> <td>(2) 研修員受入 延べ71人</td> <td>(2) プロジェクト事務所のためのスペース</td> </tr> <tr> <td>(3) 機材供与 コンピュータ、プリンタ等</td> <td>(3) 現地業務費</td> </tr> <tr> <td>(4) 現地業務費</td> <td>&lt;フェーズ2&gt;</td> </tr> <tr> <td>&lt;フェーズ2&gt;</td> <td>(1) カウンターパート配置 16人</td> </tr> <tr> <td>(1) 専門家派遣 延べ15人</td> <td>(2) プロジェクト事務所のためのスペース</td> </tr> <tr> <td>(2) 研修員受入 延べ57人</td> <td>(3) 現地業務費</td> </tr> <tr> <td>(3) 第三国研修 延べ344人（4回の地域ワークショップの参加者）</td> <td></td> </tr> </table>	日本側	相手国側	<フェーズ1>	<フェーズ1>	(1) 専門家派遣 延べ22人	(1) カウンターパート配置 3人	(2) 研修員受入 延べ71人	(2) プロジェクト事務所のためのスペース	(3) 機材供与 コンピュータ、プリンタ等	(3) 現地業務費	(4) 現地業務費	<フェーズ2>	<フェーズ2>	(1) カウンターパート配置 16人	(1) 専門家派遣 延べ15人	(2) プロジェクト事務所のためのスペース	(2) 研修員受入 延べ57人	(3) 現地業務費	(3) 第三国研修 延べ344人（4回の地域ワークショップの参加者）	
日本側	相手国側																				
<フェーズ1>	<フェーズ1>																				
(1) 専門家派遣 延べ22人	(1) カウンターパート配置 3人																				
(2) 研修員受入 延べ71人	(2) プロジェクト事務所のためのスペース																				
(3) 機材供与 コンピュータ、プリンタ等	(3) 現地業務費																				
(4) 現地業務費	<フェーズ2>																				
<フェーズ2>	(1) カウンターパート配置 16人																				
(1) 専門家派遣 延べ15人	(2) プロジェクト事務所のためのスペース																				
(2) 研修員受入 延べ57人	(3) 現地業務費																				
(3) 第三国研修 延べ344人（4回の地域ワークショップの参加者）																					

<sup>1</sup> フェーズ1終了時報告書で上位目標の和文は「タイ政府が人身取引被害者保護・自立支援のためのMDTアプローチを普及させる」となっているが、英文PDMの記載内容に合わせて和文を調整した。

<sup>2</sup> フェーズ2のPDM内和文表記は完了報告書Annex3-5(PDMver3\_February2018JP)の記載を基本とし、英文PDMの記載内容に合わせて和文を調整した。

	(4) 機材供与 コンピュータ、プリンタ等 (5) 現地業務費		
事業期間	<フェーズ1> (事前評価時)2009年3月～2014年3月(60カ月) (実績)2009年3月～2014年3月(60カ月) <フェーズ2> (事前評価時)2015年1月～2019年1月(48カ月) (実績)2015年4月～2019年4月(48カ月)	事業金額(日本側のみ)	<フェーズ1> (事前評価時)392百万円、(実績)253百万円 <フェーズ2> (事前評価時)273百万円、(実績)291百万円
相手国実施機関	<フェーズ1> タイ社会開発人間安全保障省社会開発福祉局人身取引対策部 (Bureau of Anti-Trafficking in Women and Children (BATWC), Department of Social Development and Welfare (DSDW), Ministry of Social Development and Human Security (MSDHS)) <フェーズ2> (2016年3月まで) タイ社会開発人間安全保障省社会開発福祉局人身取引対策部 (Division of Anti-Trafficking in Persons (DATIP), DSDW, MSDHS) (2016年3月以降) タイ社会開発人間安全保障省次官室人身取引対策部 (DATIP, The Office of Permanent Secretary (OPS), MSDHS) 社会開発人間安全保障省の組織改編により、BATWCはDATIPに名称変更し、DSDWからOPSに移った。		
日本側協力機関	フェーズ1、2とも事前評価表に日本側協力機関の記載はないが、フェーズ1の中間レビュー報告書と終了時評価要約表には内閣官房、厚生労働省、国立女性教育会館が日本側協力機関として記載されている。		

## II 評価結果

### 【評価の制約】

・特にフェーズ2の活動の中には、タイだけでなく大メコン圏の他国を対象としたものもあった。しかし事後評価においては、人身取引対策プロジェクトを実施中のカンボジアを除いて、他国からのデータ収集には限界があった。これは本件事後評価、特にフェーズ2の評価にあたって制約となった。

### 【留意点】

・フェーズ2のプロジェクト目標指標の多くは、ワークショップ等の活動終了時における参加者の認識を把握するためのものであり、そのままでは事後評価時の状況を測るには適さないため、質問票の作成にあたっては、現状を調査することができるように指標を修正した。

## 1 妥当性/整合性

### <妥当性>

#### 【事前評価時のタイ政府の開発政策との整合性】

両事業は、事前評価時点におけるタイの開発政策と整合性が高い。  
 タイは人身取引条項を含む「国連女性差別撤廃条約」(CEDAW)を1985年に批准した。タイで最初の人身取引に関する法律である「女性と子供の人身取引の防止と抑制に関する措置法」は1997年に制定され、また、タイはパレルモ議定書に署名した。さらに、「女性と子どもの国内外における人身取引の予防、禁止、対策に関わる国家政策および計画」(2003年～2011年)が策定された。2004年、大メコン圏の6カ国は、人身取引に関連する国境を越える課題に対処するための地域協力枠組としてCOMMITを結成し、パレルモ議定書に基づく人身取引の定義、適切な法律の制定と施行、国境を越えた協力の強化を推進した。タイでは2008年に「人身取引防止法」が制定され、成人男性もVOTsに含まれることとなり、加害者に対する罰則が強化された。人身取引防止対策の実効性を確保し、VOTsを保護するため、「人身取引を予防・抑止するための国家戦略と対策」(2011年～2016年)が策定され、採択された。

#### 【事前評価時のタイにおける開発ニーズとの整合性】

両事業は、事前評価時点におけるタイの開発ニーズと整合性が高い。  
 人身取引対策は、予防、VOTsの救出、保護、取締りと法執行を包括的に行う必要がある。2005年6月14日の閣議決定では、人身取引の予防と抑止を担当する、国と県の「人身取引防止抑制オペレーションセンター」(National Operation Center on Prevention and Suppression of Human Trafficking: NOCHT 及び Provincial Operational Center on Prevention and Suppression of Human Trafficking: POCHT)の設立が決議された。NOCHTとPOCHTの役割は、事案の報告、VOTsの救出、保護、法的支援、リハビリテーション、社会復帰などにおいて、政府やNGOと連携し、MDTとして活動することである。特に、VOTsの救出と保護においてVOTsを犯罪者ではなく被害者として認識することで人身取引の予防に役立つと考えられている。しかし、包括的なアプローチに向けた関係機関の連携は、VOTsに対する認識の相違や、支援内容、スタッフの能力、送出国における帰国・帰還者の受け入れ体制に課題があるなど、十分とはいえなかった。

#### 【事業計画/アプローチの適切性】

両事業の計画/アプローチは適切である。事業計画/アプローチに起因する課題は確認されなかった。  
 VOTsの保護のため多くの小規模プロジェクトがさまざまな団体によって実施されていたが、連携は不十分であった。本事業は包括的なアプローチをとり、関連組織間のネットワークを形成した。なお、MDTは、中央と地方の両レベルでタイ人VOTsを支援するための多分野の専門知識を持つ政府関係者・警察・法曹・NGOなど実務家によるチームである。  
 公式な協定を結んでいない近隣諸国と協力するため、本事業では、複数の国が関わる活動を実施するにあたり、国レベルだけでなく地方レベルの既存の覚書を活用し、さらに、活動の実施を強化するため、地域協力の日本人専門家1人を追加した。  
 本事業では、性別、年齢、国籍、民族、宗教、伝統に関係なく、被害者中心のアプローチをとった。フェーズ1では、VOTsの多くが少数民族や無国籍者であることが判明したため、フェーズ2では2016年9月に、各民族における人身取引予防の監視役育成のため「高地コーディネーターへの研修」を追加した。

関係者の能力開発はタイムリーに実施され、時代とともに変化している人身取引の形態から生ずるニーズに対応した。事業実施の1年前に対人身取引法が制定されたことと、MDTが具体的な業務プロセスを持たず体系的に機能していなかったことから、

フェーズ1におけるMDTの研修は非常に適切であったといえる。フェーズ2は、VOTsの帰国・帰還と社会復帰におけるMDTの役割、任務、運営の効率化と基準作りに貢献した。人身取引の新たな形態に対応し、MDTメンバーとしてサイバー警察やデジタル関連の専門家が新たに関与した。ワークショップに盛り込まれたケースワーク演習も、活動のステップをよりよく理解させるため効果的であった。

本事業では、MDTメンバーが日常的に使用するハンドブック、マニュアル、ガイドラインなどを作成した。DATIPは、2022年にナショナルリファラルメカニズム (National Referral Mechanism: NRM) など新しい資料を作成する際に、基本資料としてこれらの文書を参照した。プロジェクトで作成された主なマニュアルや資料は以下のとおりである。

人身取引被害者のためのMDT実施ガイドライン

被害者中心アプローチの研修マニュアル

外国人VOTs (カンボジア、ラオス、ベトナム人) 向け帰国・帰還ハンドブック

帰国・帰還パッケージ

タイ人VOTs向け帰国・帰還・社会復帰ハンドブック

タイ人VOTs向け社会復帰ハンドブック活用ワークショップ講師用マニュアル

本事業では、地域協力のプラットフォームとして、メコン地域ワークショップ (MRW) を実施し、人身取引にかかる取り組み及びVOTs保護に関する情報、経験、優良事例を送出国・到達国の実務レベルで共有した。

#### 【評価判断】

以上より、両事業の妥当性は③<sup>3</sup>と判断される。

#### <整合性>

##### 【事前評価時における日本の援助方針との整合性】

両事業は、事前評価時の日本の対タイ援助方針と整合している。

日本のODA大綱 (2003年8月) において「人間の安全保障」が基本方針の1つとなっている。日本は2000年にパレルモ議定書に署名し、2004年には内閣官房に「人身取引対策に関する関連省庁連絡会議」を設置し、国際的な取り組みの実施を含む「人身取引対策行動計画」を定めた。日本政府とタイ政府は、予防、訴追、保護の観点で協力するため、2006年に「人身取引対策に関する日タイ共同タスクフォース」を設置した。日本政府の「対タイ経済協力計画」 (2006年) においても人間の安全保障の観点が重視されていた<sup>4</sup>。日本の「対タイ王国国別援助方針」 (2012年) では、人身取引を含む、アセアン諸国における共通課題への対応を重視していた。

##### 【JICA他事業・支援との連携/調整】

事業実施中に計画された両事業とJICAの他の事業との連携/調整は想定どおりに実施され、事後評価時に正の効果が確認された。

本事業の日本人専門家は、JICAがミャンマーで実施していた「人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」 (2012年～2016年) 及び「人身取引被害者支援能力向上・協力促進プロジェクト」 (2018年～2021年)、また、ベトナムで実施していた「人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」 (2012年～2016年) と協力した。DATIPはこれらの国の職員と効率的に協力し、地域における協力を強化するためのワークショップに参加してもらった。

##### 【他機関との連携/国際的枠組みとの協調】

事業実施中に計画された、人身取引対策に取り組んでいる機関との連携/協調が想定どおりに実施され、事後評価時に正の効果が確認された。

多くの国際機関が、人権や国際組織犯罪の観点から人身取引対策に取り組んでいた。2000年、メコン地域において人身取引の撲滅をめざし連携を促進することを目的として「人身取引に対応する国連機関合同プロジェクト」 (United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking in the Greater Mekong Sub-Region: UNIAP) が立ち上げられた。各機関はそれぞれの強みを生かして4P (Policy (政策)、Prevention (予防)、Protection (保護)、Prosecution (訴追)) の観点から活動を策定・実施し、支援を行った。本JICA事業は保護に重点を置いていたが、他の組織と協力する必要がある場合、投入からの成果とインパクトを最大化するために戦略的パートナーシップ協定を締結した。例えば、外国人VOTs (カンボジア、ラオス、ベトナム) のための帰国・帰還ハンドブックを見直すため、国連の「人身取引撲滅行動」 (United Nations' Action to Combat Trafficking in Persons: UN-ACT) に支援を求めた。逆に、本JICA事業は、COMMITイニシアティブのサブ地域行動計画IVで指定された活動の実施に関してUN-ACTを支援した。チェンライ、パヤオ、バケオでは、MDTがNGOと協力して予防・保護活動を行い、その協力関係が本JICA事業の円滑な実施に貢献した。ミャンマー人VOTsの帰国・帰還ハンドブック及びタイ人VOTsの帰国・帰還と社会復帰ハンドブックの作成に関して、本事業とIOMの活動が重複することが見込まれたため、IOMと打ち合せて、本事業ではミャンマー人VOTsの帰国・帰還ハンドブックを作成しないことと、タイ人VOTsの帰国・帰還と社会復帰ハンドブックは本事業フェーズ2でIOMと共同で作成することを決めた。しかしIOMは、2019年に英国と協力して「社会復帰ハンドブック：社会復帰支援の設計、実施、モニタリングに関する実践的ガイダンス」と題する類似のガイドラインを発行した。

#### 【評価判断】

以上より、両事業の整合性は③と判断される。

#### 【妥当性・整合性の評価判断】

以上、本事業の妥当性及び整合性は③と判断される。

## 2 有効性・インパクト

### <フェーズ1>

#### 【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】

事業完了時までに、フェーズ1のプロジェクト目標はおおむね計画どおりに達成された。

2つの指標のうち、1つは計画を超えて達成され、もう1つはおおむね計画どおりに達成された。調査の対象となったVOTsはMDTによるサービスに対し高い満足度を示していた (指標1)。外国人VOTs支援に関しては、中央と地方のMDTからのワークショップ参加者の大半が、MDT実施ガイドラインに規定されている必要なステップのうち64～73%を実施していた。タイ人帰国・帰還VOTs支援に関しては、地方MDTの参加者の大半がステップの83%を実施していた。しかし、バンコクの短期シェルターに収

<sup>3</sup> ④：「非常に高い」、③：「高い」、②：「やや低い」、①：「低い」

<sup>4</sup> ODA 国別データ集 (2008)

容された帰国・帰還VOTsが少なかったため、中央MDTの参加者はステップの17%の実施にとどまった。

【事業効果の事後評価時における継続状況】

事後評価時点で、フェーズ1の効果はおおむね継続している。

2つの指標のうち、1つは継続し、もう1つは一部継続していた。2022年に行われた、シェルターサービスに関するVOTsの満足度調査によると、チェンライのシェルターに滞在しているVOTsはサービスに対して非常に高い満足度を示していた（指標1）。MDT実施ガイドラインの現在の利用状況についてのデータはないが、ガイドラインなどの既存資料に基づいてナショナルリファラルメカニズム（NRM）が作成されたことから、すべてのMDTがMDTアプローチを実施しているといえる。ガイドラインやハンドブックの指示に従って業務を遂行することを他の省に命令する権限をMSDHSは有していなかった。

【上位目標の事後評価時における達成状況】

事後評価時点までに、フェーズ1の上位目標は計画どおりに達成された。

MDT実施ガイドラインを使用している県の数に関するデータはないが、タイの全県でMDTアプローチが実施されていることから、「タイ政府が効果的なMDTアプローチをタイ国内の他県で普及」させたと認められ、上位目標は達成されている。

<フェーズ2>

【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】

事業完了時までに、フェーズ2のプロジェクト目標は一部達成された。

4つの指標のうち、1つは計画を超えて達成され、1つは計画どおりに達成され、2つは検証不能であった。タイ人VOTs向け帰国・帰還・社会復帰ハンドブックの普及計画はDATIPによって作成され（指標1）、第9回MRW参加者の95%が、VOTsがタイから出身国に帰国・帰還する時の流れとプロセスを理解していると回答した（指標4）。指標2と3に関しては、サービスが向上したかどうかをMRW参加者に対して尋ねなかったため、検証不能であった。

【事業効果の事後評価時における継続状況】

事後評価時点で、フェーズ2の効果はおおむね継続している。

4つの指標のうち、2つは継続し、2つはおおむね継続していた。タイ人VOTs向け帰国・帰還・社会復帰ハンドブックはウェブサイトに掲載されている（指標1）。事後評価の調査に参加したMDTすべてが、VOTsの社会復帰サービスが改善したと回答した（指標2）。ハンドブックを通じて明確なガイドラインが示されており、職員はマニュアルの使用について研修を受けているため、帰国・帰還のための調整は国レベルで改善された。県レベルの調整は、政治情勢や財政問題のために低下した（指標3）。DATIPによれば、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）のMDTはVOTs帰国・帰還の流れとプロセスを理解しているが、エビデンスとなる情報はない（指標4）。

【上位目標の事後評価時における達成状況】

事後評価時点までに、フェーズ2の上位目標はおおむね計画どおり達成された。

外国人VOTs（ラオス、ベトナム）向け帰国・帰還ハンドブックと、中央MDTによる「帰国・帰還パッケージ」の活用が確認された（指標1）。

DATIPはMRWでハンドブック等を配布しているが、カンボジアのMDTを除いて、現在の使用状況についての情報は得られなかった。

【事後評価時に確認されたその他のインパクト】

フェーズ1で作成されたガイドラインとタイ人VOTs向け帰国・帰還・社会復帰ハンドブックは、タイ政府がNRMを作成する際の重要な情報源となった。NRMは、実務の明確なステップと、各ステップで関与すべき機関を明記している。人身取引予防・抑止委員会からの命令が内務省（県知事）を通じて行われ、その結果、MDTのアプローチが拡大し、効果的な運用が全国で行われるようになった。

マネーロンダリング防止法の改正（2022年7月）により、人身取引業者の資産からVOTsへの損害賠償が認められるようになった。これは、弁護士事務所や特捜部など政策立案を担う高官が参加した、公正を求めるワークショップでVOTsの声が上がったことに一部影響されている。

人身取引対策基金の申請ルールが、「訴追事件番号を要す」から、「人身取引業者に対する告訴の有無にかかわらず、特定されたVOTsであれば誰でも申請可」に変更された。これは、JICAのワークショップでピアサポートグループから声が上がったことに一部影響されている。

【評価判断】

以上より、両事業の有効性・インパクトは③と判断される。

プロジェクト目標及び上位目標の達成度<フェーズ1>

目標	指標	実績	情報源
プロジェクト目標 タイ政府が中央・地方MDTを通じて人身取引被害者に対する効果的な保護・自立支援を実施する。	(指標1) プロジェクト終了時には人身取引被害者(帰国被害者及び外国人被害者)の60%以上がMDTによるサービスに満足であることが分かる。	達成状況(継続状況): 計画を超えて達成(一部継続)(事業完了時) 終了時調査(2012年12月~2013年2月)の結果、満足度の平均は、タイ人帰国・帰還VOTsでは67.1%、外国人VOTsでは82.4%であった。MDTによれば、能力と調整の強化によって、MDTのサービスが効率的になった。MDTは、VOTs保護の全プロセスをよりよく理解し、カウンセリング・スキルを高め、ジェンダー問題やVOTsの社会的・文化的背景を理解することで、より適切な支援を提供できるようになった。 (事後評価時) MDTのサービスに対する満足度調査は、シェルターサービスに対するVOTsの満足度調査のみ実施された(MDTが提供するサービスの質の調査ではなかった)。2022年、DATIPは8県の政府が運営する長期シェルターに滞在するVOTsを対象に満足度調査を実施した。システムエラーのため、2022年4月~9月のチェンライのシェルターの結果のみ入手できた。VOTsの満足度は非常に高く、サービス提供者については満足度94.49%、プロセスやサービスについては92%、施設については91.72%、サービ	終了時評価報告書 DATIPとチェンライMDTの質問票調査 パヤオMDTのインタビュー

		<p>スの結果については92.24%、サービスの質については91.26%であった。ほとんどのVOTsは、人身取引対策基金から補償を受けることができ、満足していた。パヤオで満足度調査は実施されなかったが、MDTが労働事務所と調整し、外国人VOTs（ラオス人）は十分な額の補償を得ることができたため、満足していると推測された。</p>	
	<p>(指標2) MDT実施ガイドラインに規定されている必要なステップの50%以上が各MDTメンバー機関により実施される。</p>	<p>達成状況(継続状況): おおむね計画どおり達成(継続) (事業完了時) 中央及び県のMDTのワークショップ参加者アンケート調査によれば、その大部分が、外国人VOTsに対応する11のステップのうち7から8ステップを実施していた(64~73%)。タイ人帰国・帰還VOTsに対応する6つのステップのうち、県のMDTメンバーの大部分は5つのステップを実施していた(83%)。中央のMDTメンバーの多数は、6つのステップのうち1つのみ実施していた(17%)。特にバンコクやその近郊地域の短期シェルターではタイ人帰国・帰還VOTsの保護・支援を提供する機会が少ないことが、その理由であった。 (事後評価時) MDT実施ガイドラインの使用に関するデータはない。これは、ガイドラインやハンドブックの指示に従って業務を遂行することを他の省に命令する権限をMSDHSが有していなかったためである。しかしながら、タイのすべての県において、ナショナルリファラルメカニズム(NRM)の中でMDTアプローチを実施している。(下記、上位目標指標1参照)</p>	<p>終了時評価報告書 DATIPの質問票調査 チェンライ、ウボンラーチャターニー、パヤオMDTのインタビュー</p>
<p>上位目標 タイ政府が効果的なMDTアプローチをタイ国内の他県で普及させる。</p>	<p>(指標1) MDT実施ガイドラインを使用する県MDTが増加する。</p>	<p>達成状況: 計画どおり達成 (事後評価時) MDT実施ガイドラインを使用している県の数に関するデータはない。しかしながら、上位目標の文言のとおり「タイ政府が効果的なMDTアプローチをタイ国内の他県で普及」させているといえる。2022年にタイ政府がNRMを策定し、タイのすべての県がMDTアプローチを実施している。NRMは、本JICA事業の成果品を含む既存のマニュアルやガイドラインを参考に策定された。</p>	<p>DATIPの質問票調査 チェンライ、ウボンラーチャターニー、パヤオMDTのインタビュー</p>

プロジェクト目標及び上位目標の達成度<フェーズ2>

目標	指標	実績	情報源
<p>プロジェクト目標 タイ国内で救出・保護されたVOT(タイ人および外国人)の生活の再建に向けた支援が改善される。</p>	<p>(指標1) 「VOT社会復帰支援ハンドブック」の普及計画がDATIPにより作成される。</p>	<p>達成状況(継続状況): 計画どおり達成(継続) (事業完了時) DATIPは社会復帰ハンドブックの普及計画を作成した。DATIPは、ウボンラーチャターニー、チェンライ、パヤオ、バンコクで開催された社会復帰ハンドブック活用ワークショップに職員を派遣した。DATIPは、タイ人VOTs向け帰国・帰還ハンドブックと社会復帰ハンドブックの普及計画とともに、ハンドブック活用ワークショップ追加2回分の予算を割り当てた。 (事後評価時) 社会復帰ハンドブックは、MSDHSの関係機関(県社会開発・人間の安全保障局(PSDHS)76カ所、VOTsのための福祉保護センターもしくは長期シェルター8カ所、Pak Kred少年受入施設(Baan Phumvet)、児童や家族のための施設もしくは短期シェルター77カ所)だけでなく、帰国・帰還と社会復帰に関わる他の機関(外務省領事局、タイ王国警察、入国管理局)にも配布された。2019年6月1日、ハンドブックはMSDHSのウェブサイトで公開され、誰でも自由にアクセスできるようになった。</p>	<p>完了報告書 DATIPの質問票調査 MSDHSのデータベース、MSDHSのウェブサイト <a href="http://tinyurl.com/drr8kbp">http://tinyurl.com/drr8kbp</a></p>
	<p>(指標2) プロジェクト対象MDTメンバーの80%が、特にタイ人帰国被害者に対し、社会復帰支援の業務改善をしたと回答する。</p>	<p>達成状況(継続状況): 検証不能(達成され継続) (事業完了時) ハンドブック活用ワークショップの最後に、プロジェクトチームがアンケート調査を実施し、支援改善への期待度を評価した。ウボンラーチャターニーでは、ワークショップ参加者の96%が「高い」または「非常に高い」と回答した。サービスが向上したかどうかについては質問されなかった。 (事後評価時) 調査対象となったMDT(中央、チェンライ、パヤオ、ウボンラーチャターニー)はすべて、サービスがある程度改善されたと考えている。中央MDTは、基本的には2022年にタイ政府が策定したNRMを導入し、本事業が作成したものを含むタイ国内のガイドライン、マニュアル、ハンドブックに記載されている情報を基に、サービスの向上を図っている。NRMは、人身取引防止・抑制に取り組むPOCHT76カ所によって全国で実施されている。県MDTのサービスは、地域ワークショップや他の開発パートナーからの支援を通じて改善された。</p>	<p>完了報告書 DATIP、チェンライMDTの質問票調査 チェンライ、ウボンラーチャターニー、パヤオMDTの、自己評価についてのインタビュー</p>

	<p>(指標3) 「VOT 帰国・帰還支援ハンドブック」のコンサルテーション会議の参加者の80%が、帰国・帰還支援の業務改善をしたと回答する。</p>	<p>達成状況(継続状況): 検証不能(おおむね達成され継続) (事業完了時) プロジェクトチームがアンケート調査を実施し、帰国・帰還に向けたMDT間の連携改善への期待度を調べたが、連携が実際に改善されたかどうかは尋ねなかった。 (事後評価時) ハンドブックに明確なガイドラインが示されており、職員はマニュアルの使用について研修を受けているため、帰国・帰還のための調整は国レベルで改善された。県レベルの調整は、政治情勢や財政問題のために低下した。</p>	<p>完了報告書 DATIP、チェンライMDTの質問票調査 チェンライ、ウボンラーチャターニー、パヤオMDTの、自己評価についてのインタビュー</p>
	<p>(指標4) プロジェクト対象MDTの80%が、本プロジェクトで作成した帰国・帰還支援ハンドブックで整理されたタから自国への人身取引被害者の帰国・帰還プロセスを理解したと回答する。</p>	<p>達成状況(継続状況): 計画を超えて達成(おおむね継続) (事業完了時) 第9回MRWの参加者のうちCLMVからの参加者の95%が、本事業が作成した帰国・帰還ハンドブックにまとめられている、タイから各国への帰国・帰還の流れやプロセスを理解していると回答した。 (事後評価時) 事後評価での調査においてラオス、ミャンマー、ベトナムからは回答がなかったが、CLMVのMDTが、CLMVとタイがMRWで共同開発したハンドブックに記載されているステップを実施し続けていることから、DATIPはCLMVのMDTが帰国・帰還の流れとプロセスを理解していると考えている。 カンボジアMDTは事後評価時点で、2023年にタイ政府と作成した人身取引被害者の管理、帰国・帰還、社会復帰のための標準作業手順書(Standard Operating Procedures: SOP)を使用している。このSOPは、フェーズ2で作成された「外国人VOTのための帰国・帰還ハンドブック」の基本情報を活用して作成された。</p>	<p>完了報告書 DATIPとMSDHS、カンボジアVeterans and Youth Rehabilitation (MoSVY)の質問票調査 DATIPのインタビュー</p>
<p>上位目標 大メコン圏諸国においてVOTに対する支援対策が効果的に行われる。</p>	<p>(指標1) [タイ] VOT社会復帰と帰国・帰還支援のためのハンドブックがプロジェクト対象地域のみならず対象地域以外においてもMDTメンバーにより使用されている。</p>	<p>達成状況: おおむね計画どおり達成 (事後評価時) 外国人VOTs(ラオス、ベトナム)向け帰国・帰還ハンドブックと、中央MDTによるタイ人VOTs向け「帰国・帰還パッケージ」の活用が確認された。タイ人VOTs向け社会復帰ハンドブックは、参考情報源として多かれ少なかれ活用されている。 外国人VOTs(ラオス、ベトナム)向け社会復帰ハンドブックは活用されている。カンボジアのハンドブックは上記のSOPで代用されている。 帰国・帰還パッケージはMSDHSのウェブサイトですぐ入手可能。 76の県とMSDHS、及び帰国・帰還と社会復帰に関わる他の機関は、タイ人VOTs向け社会復帰ハンドブックを活用している。 県MDTは、社会復帰ハンドブックに基づいて作成されたNRMを使用している。彼らはVOTsの帰国・帰還に関する権限を持たないため、帰国・帰還ハンドブックを利用する機会はない。</p>	<p>DATIPの質問票調査</p>
	<p>(指標2) CLMV各国において、関係省庁の担当者が、社会復帰と帰国・帰還支援のために必要な情報(帰国・帰還支援ハンドブック等)にアクセスしている。</p>	<p>達成状況: 一部達成 (事後評価時) DATIPは第9回MRWにおいて、各国の帰国・帰還ハンドブックやポスターをそれぞれの対象グループに配布した。ウボンラーチャターニーMDTは、チャンパーサクMDTにラオス人VOTs向け帰国・帰還ハンドブックを配布した。 カンボジア中央MDTは、VOTsの管理、帰国・帰還、社会復帰のための独自のSOPを使用している。このSOPは、本事業フェーズ2で作成された外国人VOTs向け帰国・帰還ハンドブックの情報を元に作成されたものである。事後評価の質問票調査に関し、ラオス、ミャンマー、ベトナムの中央MDTからの回答はなかった。</p>	<p>DATIPとCLMVのMDTの質問票調査</p>

### 3 効率性

フェーズ1に関し、事業費は計画内に収まり(計画比:65%)、事業期間は計画どおりであった(計画比:100%)。事業費が計画を下回った理由は不明である。

フェーズ2に関し、事業費はやや計画を上回ったが(計画比:107%)、事業期間は計画内に収まった(計画比:100%)。事業費が計画を上回った理由は、地域協力専門家を追加で任用したためである。

		事業金額(日本側の支出のみ、円)	事業期間(月)
フェーズ1	計画(事前評価時)	392百万円	60カ月
	実績	253百万円	60カ月
	割合(%)	65%	100%
フェーズ2	計画(事前評価時)	273百万円	48カ月
	実績	291百万円	48カ月

割合 (%)	107%	100%
--------	------	------

フェーズ1、フェーズ2ともに、アウトプットは計画どおり産出された。  
以上より、両事業の効率性は③と判断される。

#### 4 持続性

##### 【政策面】

人身取引対策は常にタイの国家的課題である。MSDHSの5カ年行動計画（2023年～2027年）では、人身取引対策は「あらゆる年齢層の人々の生活の質を向上させるための目標政策の策定」の第1計画に位置づけられており、サブ行動計画1.2として「「人身取引の防止・抑止に関する政策・戦略・行動計画2018-2037の推進」がある。これには、人身取引の予防と抑止に関するプロジェクト及び人身取引対策基金に関するプロジェクトが含まれている。

NRMは2022年3月に承認された。このメカニズムは、業務の各段階に特定の機関を配置し、MDT業務の全国的な主流化と拡大を支援するものである。

社会問題・退役軍人・青少年リハビリテーション省（Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation）は、VOTsの権利を保護するために、多分野にまたがる組織体制を重視している。その政策枠組は、VOTsの権利を保護し、VOTsが必要なサービスを受けられるよう支援を増やし、VOTsの幸福を促進するプログラムやサービスを正規化することに重点を置いている。

##### 【制度・体制面】

2つの国内委員会及びNOCHTとPOCHTがあり、国レベル及び県レベルでMDTアプローチに基づく運営組織体制が確立しており、制度・体制面の持続性は非常に高い。DATIPの組織体制は維持されている。中央のMDTと、チェンライとウボンラーチャターニーのMDTでは担当者の異動が時々あるが、MDTは前任者やその地域で継続的に活動するNGOなど他のチームメンバーによって支えられており、運営に組織的な負の影響は見られない。

##### 【技術面】

技術的な持続性は、主要機関がMDT活動のためのツールを作成するスキルと知識を持っているため、非常に高い。DATIPは、本JICA事業で作成された文書を参考に、MSDHSの人身取引抑制とVOTsの保護に関するガイドライン（2017年発行）、長期シェルターにおけるVOTsの福祉を守るための実践的ガイドライン、MDTガイドラインを元に作成されたNRMといった独自の指針書を作成・更新した。県レベルの実務者やピアグループは、他のMDTメンバーや対象グループに対してJICA研修にらって研修を実施するスキルと知識を有している。

##### 【財務面】

MSDHSはサブ行動計画1.2「人身取引の防止・抑止に関する政策・戦略・行動計画2018-2037の推進」に基づく事業の実施に安定的に予算を配分しており、下表に示すように財務面の持続性は高い。また、タイ人・外国人両方のVOTs保護のため、人身取引対策基金予算をいつでも使用できるようになっている。県MDTは国境を越えた協力の実施に課題を抱えており、予算を有していない。MSDHS以外のMDTメンバーの運営予算については現在計画中であり、2025年までには確定する見込みである。

（単位：百万バーツ）

年	人身取引予防・抑止の予算	人身取引対策基金予算
2023	187.56	20.00
2024	196.94	25.00
2025	206.78	30.00
2026	217.12	35.00
2027	217.12	35.00

##### 【環境・社会面】

環境面の問題は確認されず、対応策を講じる必要はなかった。

フェーズ2終了後、社会面で大きな変化が起きている。被害者を騙してタイや海外で働かせる児童売春や、コールセンター詐欺でタイ人を騙してラオスやミャンマー、カンボジアで働かせるケースなど、ソーシャルメディアを利用した、複雑で新しい形の人身取引が増えている。近隣諸国も、送出国から到達国へと変化している。MDTには、こうした新たな形態の人身取引への対応が求められている。

##### 【評価判断】

以上より、財務面に軽微な問題があるが、両事業によって発現した効果の持続性は③と判断される。

#### 5 総合評価

フェーズ1は、プロジェクト目標をおおむね計画どおりに達成し、上位目標を計画どおりに達成した。

プロジェクト実施中の調査によれば、MDTのサービスに対するVOTsの満足度は高かったものの、事業完了後に関しては、このような調査データが得られたのはチェンライのシェルター滞在中のVOTsのみであった。MDT実施ガイドラインの現在の利用状況についてのデータはないが、本事業で作成したガイドライン等の資料をもとにNRMが作成され、すべてのMDTがMDTアプローチを実施している。

フェーズ2は、プロジェクト目標と上位目標をおおむね達成した。タイ人VOTs向け帰国・帰還・社会復帰ハンドブックはウェブサイトに掲載されており、調査対象となったすべてのMDTが、社会復帰のためのサービスが改善されたと回答した。国レベルでは、明確なガイドラインがあり、職員が研修を受けているため、帰国・帰還のための調整は改善しているが、県レベルでの調整は政治状況や財政的な問題から低下している。DATIPによれば、CLMVのMDTはVOTsの帰国・帰還の流れとプロセスを理解していると考えられるが、裏付けとなる情報はなかった。大メコン圏におけるVOTsの支援策については、ツールはあるが、利用状況は一部確認されたのみである。政策、制度、技術面の持続性は認められる。

以上より、総合的に判断すると、両事業の評価は非常に高い。

### III 提言・教訓

実施機関への提言：

- ・人身取引の状況が変化し、タイ人が近隣諸国で搾取されるケースが増加しているため、タイ政府はCLMV諸国の支援と能力

強化によって、タイと同様に近隣諸国において人身取引予防のための効果的なシステムやメカニズムを発展させる必要がある。このような観点から、フェーズ3のMRWは、オンライン詐欺の実際の事例を分析し、各国の試験的な対策を講じるなど、能力強化活動の実施に役立つプラットフォームとしての役割が大きくなることが想定される。これによって、新しいタイプのVOTsに対応するための地域協力を強化することにもなる。

- ・事後検証 (after-action-review: AAR) など、実際の事例から学んだ教訓を抽出することは、指針書と実践の間のギャップを埋め、MDT が効果的な保護やサービスを提供するのに役立つため、研修や MRW の参加者の学習促進に非常に効果的である。したがって、DATIP の研修コースや MRW に、相互学習や実際の事例研究のセッションを含めることを推奨する。
- ・過去の VOTs は貧困層や教育水準の低い人々が多かった。しかし、現在では多くの VOTs が教育を受けており、政府からの援助を待つよりも新しい土地で新しい仕事を見つけたいと思うようになっている。したがって、彼らの社会復帰に対するニーズは以前とは異なっている。例えば、自分の出身地に帰ることを望まない VOTs もいる。したがって、VOTs の新しい生活構築のための支援、特に経済面の向上のための支援について、VOTs の意見を反映させて見直すことを提案する。

JICA への教訓：

- ・本事業の主な活動内容は指針書（ガイドラインやハンドブック）の作成であり、これら文書が広く利用されることが期待されていた。しかし、本事業で作成した指針書は、公式文書として認識されておらず、参考文書として扱われている。これは、本事業のカウンターパート機関である MSDHS には、ガイドラインやハンドブックで示されたステップに従うよう他省庁に命令する権限がないことによる。ガイドラインやハンドブックを使用するかどうかは、各省庁の判断に委ねられている。本事業の場合、実施中に全国人身取引予防・抑止委員会がこれら文書を承認していれば、より法的拘束力があつたと思われる。同委員会であれば、本事業が作成した指針書に従うよう、関係機関に命令する権限を有することができた。以上から、指針書を作成する際には、事業の計画段階で、文書をどのように制度化するかについて明確な戦略を設定することが不可欠である。
- ・事業の上位目標指標は、完了後 3～6 年経過しても適切といえるものでなければならない。本事業の場合、ガイドラインやハンドブックが広く利用され、アクセスされることだけが指標として設定された。しかし、本事業の重要な目的は、省庁間の調整と地域協力を通じて VOTs の保護対策を改善することであった。したがって、指標には、サービスの質や量の改善やサービスの適用範囲といった期待される成果も含めるべきであった。ガイドラインの活用は、政府の政策や人身取引対策に関わる機関の役割と責任、また、人身取引に関する状況の変化に左右されるため、同じガイドラインやハンドブックが長期間にわたって広く活用されることを想定するのは現実的ではない。サービスに対する満足度を測る定性的データを収集するために受益者調査が必要であれば、本事業の実施中にこのようなデータのモニタリング体制を構築すべきであった。
- ・フェーズ2の特徴は、国境を越えた人身取引に効果的に対処するため、近隣諸国との地域協力を促進することであった。しかし、本事業は日本とタイの二国間協力という形で実施され、他国の機関はプロジェクトの実施機関としてではなく、研修やワークショップ、会議の参加者として本事業に参加した。地域協力を効果的に実施するためには、彼らのような参加国のパートナー組織がカウンターパート機関として関与すべきである。



第8回MRWの参加者（2018年）



ウボンラーチャターニー（タイ）とチャンパーサク（ラオス）の国境を越えた会議  
タイ人VOTsの社会復帰ハンドブック作成に関する、関係者の意見聴取会議